



# 青森県報

第二千百九号

平成十四年十二月六日(金曜日)

## 目 次

### 告 示

結核予防法による医療機関の指定	健康医療課	一
保安林の指定予定	林 政 課	一
道路の区域の変更	道 路 課	二
道路の供用の開始	同	二
公 告		
大規模小売店舗の新設に関する届出	(経営振興課)	三
大規模小売店舗の立地に関する意見の概要	同	四
右 同	同	四
右 同	同	四
肥料登録の有効期間の更新	(農 林 水 産 政 策 課)	五
土地改良区の定款変更の認可	(農村整備課)	五
出先機関		
道路の位置の指定	(むつ県土整備事務所)	五
公安委員会		
型式の検定適合遊技機	(生活安全課)	六
正 誤		
平成十四年十一月八日定例告示中	(林 政 課)	六

## 告 示

青森県告示第六百十九号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、同法第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第四百二十二号)第二条の六第一項の規定により告示する。

平成十四年十二月六日

青森県知事 木 村 守 男

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
おのえ診療所	南津軽郡尾上町大字中佐渡字南田一五の一〇	平成十四年十二月六日

青森県告示第六百二十号

次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十四年十二月六日

青森県知事 木 村 守 男

一 保安林予定森林の所在場所

上北郡横浜町字家の前川目三二の一・一八〇・一八二(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林指定の目的

飛砂の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び横浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第六百二十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十五年一月五日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十四年十二月六日

青森県知事 木村 守 男

図面 番号	道路の 種類	路線名	変 更 の 区 間		変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
			前	後				
1	国 道	二八〇号	東津軽郡蟹田町大字中師字宮本三三三の二から 東津軽郡蟹田町大字中師字宮本一一八の二まで		前	一四・五〇メートルから 一四・〇〇メートルまで	一四九・六〇メートル	
2	県 道	増田浅虫線	青森市大字浅虫字山下三三三の三三三から 青森市大字浅虫字山下三三三の一まで		前	三・一〇メートルから 四・三〇メートルまで	三六・八〇メートル	
			後		後	七・〇〇メートルから 三・八〇メートルまで	三六・八〇メートル	

青森県知事 木村 守 男

青森県告示第六百二十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十五年一月五日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十四年十二月六日

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 増田浅虫線	青森市大字浅虫字山下三三三の三三三から 青森市大字浅虫字山下三三三の一まで	平成十四年十二月六日

公

告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年十二月六日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
県民生協のぎわ店
- 二 大規模小売店舗の名称及び住所並びに代表者の氏名  
青森市大字羽白字沢田三〇六の一  
青森県民生活協同組合  
青森市大字羽白字沢田三〇一の一  
理事長 井筒智義
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
1 青森県民生活協同組合  
青森市大字羽白字沢田三〇一の一  
理事長 井筒智義
- 2 株式会社サクラ中薬局  
青森市問屋町二丁目二〇の七  
代表取締役 桜井清
- 四 大規模小売店舗の新設をする日  
平成十五年七月二十二日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
一、五六六平方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
1 駐車場の位置及び収容台数  
一、二二台（位置は、届出書添付図面のとおり）  
2 駐輪場の位置及び収容台数  
四二台（位置は、届出書添付図面のとおり）  
3 荷さばき施設の位置及び面積

二、三七平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
五、三立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前十時（日祝祭日午前九時、年間五日午前七時）  
閉店時刻 午後九時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前九時（年間五日午前六時五十分）から午後九時十五分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
二か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前七時から午後六時まで

八 届出年月日  
平成十四年十一月二十一日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所  
青森県商工観光労働部経営振興課及び青森市役所

2 期間  
平成十四年十二月六日から平成十五年四月六日まで

3 時間  
午前八時三十分から午後四時四十五分まで

十 意見書の提出  
ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限  
平成十五年四月六日

2 提出先  
青森県商工観光労働部経営振興課

3 記載事項  
（一）意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年十二月六日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
家具のキノシタ青森店

青森市安方二丁目一六の八

- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社キノシタ

青森市栄町二丁目六の三一

代表取締役 木下和幸

- 三 意見の概要

県の意見なし

- 四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び青森市役所

2 期間

平成十四年十二月六日から平成十五年一月六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べ

た意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年十二月六日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
青森東ショッピングセンター

青森市大字矢田前字弥生田四五の外

- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社東商

青森市大字宮田字玉水二

- 三 意見の概要

県の意見なし

- 四 意見書の縦覧

意見書の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び青森市役所

2 期間

平成十四年十二月六日から平成十五年一月六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年十二月六日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
野辺地ショッピングセンター

上北郡野辺地町字二本木二三外

上北郡野辺地町字二本木二三外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社サンデー

八戸市根城六丁目二二の二〇

代表取締役社長 田村圭三

2 マックスバリュ東北株式会社

秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五

代表取締役 原田昭彦

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び野辺地町役場

2 期間

平成十四年十二月六日から平成十五年一月六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、野辺地町役場にあつては、その執務時間内とする。

肥料登録の有効期間の更新

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、平成十四年十一月二十八日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成十四年十二月六日

青森県知事 木 村 守 男

登録番号 青森県第 二六四号	肥料の種類 魚かす粉末	肥料の名称 一〇・〇魚 かす粉末	保証成分量 (パーセント) 窒素全量 一〇・〇 リン酸全量 三・〇	その他の 規格 該当なし	生産業者の氏 名又は名称及 び住所 有限会社丸三 三浦商店 八戸市大字 川町字下揚四
----------------------	----------------	------------------------	--	--------------------	--

青森県第 二六五号	魚かす粉末	八・五魚か す粉末	窒素全量 八・五 リン酸全量 四・〇	該当なし	九の七
--------------	-------	--------------	-----------------------------	------	-----

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、奥内土地改良区の定款の変更を平成十四年十一月二十八日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十四年十二月六日

青森県知事 木 村 守 男

### 出 先 機 関

むつ県土整備事務所告示第十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、むつ県土整備事務所及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年十二月六日

むつ県土整備事務所長 石 井 博 雄

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
むつ市南町一〇二の二	八一・五一メートル	六・〇〇メートル	平成 一四・一二・二五

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第六十二号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十條第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六條の規定による技術上の規格に適合すると認めため、同規則第九條第一項の規定により告示する。

平成十四年十二月六日

青森県公安委員会委員長 橋 本 昭 一

遊技機の種類	ばちんこ遊技機	型式名	CRパワフル球ちゃんR	製造業者又は輸入業者名	株式会社ミスホ
"	CRパワフル球ちゃんX	"	"	"	"

"	"	回胴式遊技機	"	"	"	"	"
ダイグダグZ	ブレイズ	ヒノクニ・30	CR Eアドベンチャー in アクアポリスF	CRがつてん棟梁LA	CRおいっ鬼太郎R	CRモンスターマンションJ	CR動物占いV
"	株式会社オーイズミ	株式会社アリストクライトテクノロジーズ	マルホン工業株式会社	株式会社ニユーギン	株式会社藤商事	株式会社竹屋	株式会社ソフィア

正 誤

林 政 課

発行年月日	平成十四年十二月六日	区分	告示	番号	第五五六号	ページ	五	段	上	行	四	元	二	誤	2 立木の伐採の限度
発行番号	第二〇九七号	区	分	番	号	ジ	ペ	段	上	行	四	元	二	誤	2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
発行年月日	平成十四年十二月六日	区分	告示	番号	第五五六号	ページ	五	段	上	行	四	元	二	誤	2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
発行年月日	平成十四年十二月六日	区分	告示	番号	第五五六号	ページ	五	段	上	行	四	元	二	誤	2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種



青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青 森 県	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭